

在宅高齢者住宅改造助成事業

要支援又は要介護と認定された在宅の高齢者等のいる世帯が、住宅設備をその在宅高齢者に適するように改造する経費を助成することにより、寝たきりになるのを防止するとともに、介護者の負担を軽減することを目的とします。

※事前着工した場合は対象になりません。

〈対象者〉

- 介護保険の要介護認定において要支援・要介護と認定される在宅高齢者がいる世帯、又は住宅改造が必要と認められる、在宅の75歳以上の高齢者がいる世帯もしくは在宅高齢者がいる高齢者のみの世帯
- 対象者の属する世帯の生計中心者の前年の所得金額が200万円未満であること
- 世帯員が市内に3ヶ月以上住所を有すること
- 在宅高齢者の年齢は、おおむね65歳以上であること（在宅高齢者の介護者が高齢又は虚弱のため介護が困難な場合等にあっては60歳以上）であること。

〈申請時必要書類〉

- ① 申請書、同意書
- ② 見積書（工事の詳細が分かるもの。ユニットバスは細かな詳細を記載してください。
「ユニットバス一式 1,000,000円」等は不可）
- ③ 見取り図
- ④ 着工前写真（日付を入れてください。また、段差解消の場合はスケールをあて、着工前後で高さがわかるようにしてください。）
- ⑤ 承諾書（家屋が自己の所有でない場合）

〈補助対象工事費の上限額〉

- ① 一般住宅改造
補助対象工事費上限：60万円
※ただし、介護保険住宅改修費の給付対象となる在宅高齢者のいる世帯は40万円
 - ② 自立支援小規模改造助成
補助対象工事費上限：30万円
- ※①と②の工事の併用は不可。

（裏面へ）

〈補助対象工事〉

介護保険の住宅改修の基準に準ずる。

〈補助割合〉

補助対象工事費の2/3

〈補助金支給例〉

例1) 補助対象工事費100万円の場合（介護保険の認定なし）

60万円（補助対象工事費）×2/3（補助割合）＝40万円（補助金）となります。

※この場合、補助対象工事費は上限の60万円となります

例2) 補助対象工事費50万円の場合（介護保険の認定なし）

50万円（補助対象工事費）×2/3（補助割合）＝33万3千円（補助金）となります。

※千円未満は切り捨てになります。

〈申請期間〉

令和6年7月1日（月）～7月12日（金）

※申請多数の場合は抽選となります。抽選結果は7月下旬ごろ通知予定です。

※予算に達しない場合は、申請期間以降も受付を行います。

※補助金交付決定前に着工した場合は、対象になりません。

〈提出先〉

高齢者支援課／挟間・湯布院地域振興課（高齢者福祉担当窓口）

〈問合せ〉

由布市高齢者支援課（介護保険係）

電話：097-529-7349